

## 公益財団法人滋賀県消防協会大規模災害支援要綱

- 1 この要綱は、公益財団法人滋賀県消防協会（以下「協会」という。）が行う大規模災害支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 協会は、大規模な火災又は地震等の災害（以下「大規模災害」という。）発生若しくは発生のおそれがある場合において、消防団が国民の生命、身体及び財産を保護するため、長時間にわたって予防し、警戒し、及び鎮圧の作業に従事した場合に、消防団活動を支援するため支援金を支給するものとする。
- 3 大規模災害とは、災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害にあつて、これに基づく被害が甚大なものをいう。
- 4 支援金は、大規模災害が発生した場合に当該消防団に交付するものとする。
- 5 支援金の支給基準は、原則として次のとおりとする。
  - (1) 次の①、②のいずれかに該当する大規模災害の場合 1 団当たり 100,000 円
    - ① 焼損棟数が 10 棟以上の建物火災
    - ② 焼損面積が 10 ヘクタール以上の林野火災
  - (2) 前号に該当するもののうち、防ぎよ活動が特に困難であり、従事者が多いか従事時間が相当長時間である大規模火災の場合
  - (3) 建物火災で社会に及ぼす影響が甚大であり、協会会長が特に必要と認めた大規模災害の場合
  - (4) (1) に準ずる大規模災害についても、特に支援を必要と認めたものについては、支援金を支給することができる。
  - (5) (2) から (4) の支援金の額については、(1) との均衡を考慮して、協会会長が決定する。
  - (6) 前記以外の大規模災害については、火災による支援との均衡を考慮し、支援金を支給することができる。
- 6 消防団長等は、前記 2 に定める大規模災害が発生したときは、速やかに被害状況等をファックス等により協会に通報するとともに、被害の確定後別紙様式 1 により、その状況を報告しなければならない。
- 7 協会は、大規模災害により特に甚大な損害を受けた消防団の消防ポンプ自動車等の消防設備の復旧整備を図り、地域防災力の回復に資するため、理事会の決議に基づき、設備整備支援金を支給することができる。
- 8 前項の設備整備支援金の支給にあたっては、協会の資金状況等を勘案の上、支給するものとする。
- 9 この要綱は、公益財団法人滋賀県消防協会の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

様式 1

番 号  
年 月 日

公益財団法人 滋賀県消防協会長 様

消防団長 氏 名

大規模災害の被害状況について

このことについて、以下のとおり報告します。

災 害 の 種 別	
発 生 日 時	
発 生 場 所	
発生地消防団名	
出 動 人 員	消防団員 名                      その他 名 消防職員 名 市町職員 名
出 動 時 分	
被 害 状 況 (焼損面積、 焼損棟数等)	